

国住指 第 1 3 9 号
国住参マ第 1 0 8 号
令和 7 年 6 月 2 7 日

公益財団法人 マンション管理センター 理事長 殿

国土交通省住宅局 建築指導課長

参事官（マンション・賃貸住宅担当）

（公印省略）

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について

住宅などの窓及びベランダから子どもが転落する事故が発生しています。

この度、消費者安全調査委員会において、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故に係る消費者安全法第 24 条第 3 項の規定に基づく事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられました。

報告書では、事故原因について、子どもは窓及びベランダから転落する危険性が高いにもかかわらず、ソフトとハードの両面において子どもの窓及びベランダからの転落を防止するのに十分な住環境整備がされていないことと考えられるとされており、再発防止策として、転落防止対策をした住宅の普及、転落防止用製品の研究・開発、転落に至るプロセス及び転落事故防止方法の周知啓発が挙げられています。

報告書を受け、消費者安全法第 33 条の規定に基づき、消費者安全調査委員会委員長から国土交通大臣に対し、住宅を供給する事業者に対して、ガイドライン（『子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）』（国土技術政策総合研究所））の普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずることを求める意見の陳述が行われました。

本意見を踏まえ、国土交通省としては、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、ガイドラインや支援策についての周知を行いたいと考えています。

つきましては、貴団体におかれては、子どもの転落事故防止の観点から、下記のとおりこれらの対策の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、貴団体の会員に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」の周知について

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのノウハウを取りまとめた「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」を国土技術政策総合研究所が令和7年3月に公表しています。

本ガイドラインでは、子育てに配慮した住宅と居住環境において配慮すべき事項や要求水準（性能・仕様等）等をまとめており、別添1のとおり子どもの窓・ベランダ（バルコニー）からの転落防止に配慮に関する事項についても整理しています。

本ガイドラインは、地方公共団体においては各種制度の基準づくりの技術情報として、住宅事業者においては供給する住宅の設計基準づくりの技術情報として、子育て世帯などの居住者は住宅の新築時や購入時、賃貸住宅の選択時等の参考情報として利用することが考えられますので、関係者へ幅広く周知いただきますようお願いいたします。

※子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）

<https://www.nilim.go.jp/lab/hbg/kosodate/guideline.html>

後日、ガイドラインの説明動画を掲載する予定です。

2. 「子育て支援型共同住宅推進事業」の周知について

国土交通省では、「子育て支援型共同住宅推進事業」（別添2）において、共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、事故防止や防犯対策など、子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修や、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する施設の設置を支援しています。

本事業は、窓やベランダ等からの転落防止など、子どもの事故防止に資する設備の設置に活用可能ですので、関係者へ幅広く周知いただきますようお願いいたします。

※子育て支援型共同住宅推進事業

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000127.html

3. 住宅の窓及びベランダからの子どもの転落の防止に資する各種ツールの活用について

消費者庁では、「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故」の報告書と合わせて、子どもの転落防止に資する動画及びチェックリスト（別添3）を公開しています。また、国土交通省においても、マンション内での転倒や転落などの日常事故を予防することを目的として作成した冊子「安全・安心なマンションのために」（別添4）を用意しています。これらのツールについても積極的にご活用いただくとともに、関係者へ幅広く周知いただきますようお願いいたします。

※動画（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/movie_001

※チェックリスト（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/assets/csic_cms201_25062_4_40.pdf

※冊子「安全・安心なマンションのために」

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/pdf/anshinanzhen.pdf>

○子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まいや居住環境について、配慮すべきテーマや配慮事項のポイント、配慮事項に係る整備内容・水準を紹介しており、配慮すべきテーマの一つに、「バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止」を位置付けている。

基 本 的 視 点	計 画 的 視 点	配 慮 す べ き テ ー マ
【視点1】 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境 子育て中の住宅内での事故リスクを軽減し、防犯性や交通安全性、災害安全性等を備えた、安全で安心できる住まい 【視点2】 子どもの健やかな成長を支える環境 子どもの健康や学習、地域との交流等、子どもの健やかな成長(子育て)を支える住まい 【視点3】 快適に子育てできる環境 子育てで負担が増す家事や片付け、気遣い等、日頃のストレスを軽減するための対応や、買い物の利便性等を備えた、快適な子育てを支える住まい 【視点4】 親が快適に暮らせる環境 子育て中の親が、日常生活の中でくつろぎやゆとりを持つことができる、個人としての快適な暮らしを支える住まい + 基本性能 住宅として満たすことが求められる基本性能 (耐震性能、防火性能、省エネ性能)	【視点1-1】 住宅内での事故の防止 子ども、特に乳幼児の家庭内事故の発生割合は高く、住宅内は子どもにとって様々な危険にさらされている 【視点1-2】 子どもの様子の見守り 家事をしている隙に子どもの姿が見えなくなると事故が起きていないか心配になる 【視点1-3】 不審者の侵入防止 子どもの日常生活の安全のためには、不審者の侵入による犯罪発生を防ぐことが不可欠である 【視点1-4】 子どもの外出の安全・安心 子どもが育つための外部環境も、車や犯罪などの様々な危険にさらされている 【視点1-5】 災害への備え 自然災害の発生時には、子どもは避難や避難生活をするうえでの弱者になりやすい	【テーマ(1)】 衝突による事故を防止する 【テーマ(2)】 転倒による事故を防止する 【テーマ(3)】 転落による事故を防止する 【テーマ(3)-1】 バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止 【テーマ(3)-2】 階段からの転落の防止 【テーマ(4)】 ドアでの指つめ・指はさみを防止する 【テーマ(5)】 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する 【テーマ(6)】 感電や火傷を防止する

配慮事項のポイント／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

必要性・重要性

- ひとり歩きができるようになる幼児前期の子どもや、好奇心が旺盛な幼児後期の子どもは、バルコニーや高所の窓・廊下等から転落してしまい、重大事故に至る危険性がある。
- バルコニー・窓・廊下等の手すりには、転落事故を防止するための工夫が求められる。

対応する子どもの年齢期

乳児期～小学生低学年

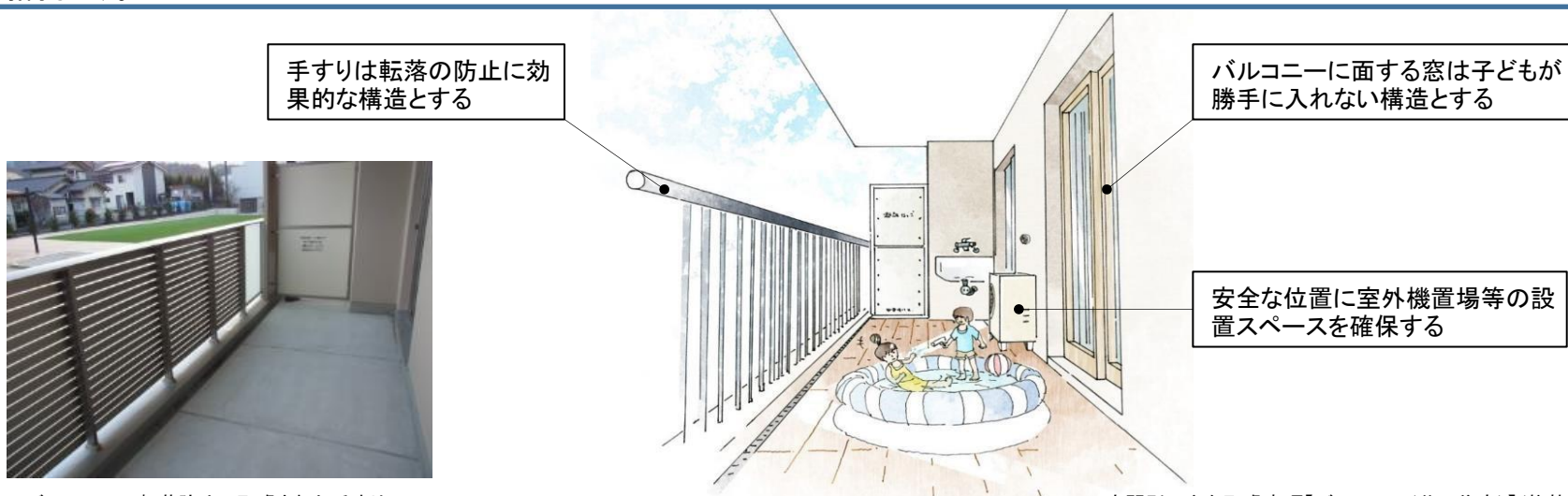
配慮事項のポイント

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- バルコニーや廊下（開放されている側に限る。）に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など）とする。
- 手すりをまたぐ足がかりとならない安全な位置に、室外機置場・資源用ゴミ箱等の設置スペースを確保する。
- バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造の錠とする（ダイヤル錠、補助錠の設置など）。
- 2階以上の窓には転落の防止に効果的な手すりを設ける（手すりの高さ、間隔、手すりと窓台との隙間など）。

〈共用部分（共同住宅）〉

- 共用廊下に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造とする（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔など）。



バルコニーの転落防止に配慮された手すり

空間別の主な配慮事項【バルコニー（共同住宅）】（抜粋）

配慮事項に係る整備内容・水準／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

バルコニー

手すりを転落の防止に効果的な構造とする

○ 手すりの構造に配慮する

→ 足がかりのない形状とする

→ 腰壁等(※腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分)の高さに合わせた高さに設置する

	腰壁等の頂部と床面等(※床面又は式台)との距離の小さい方		
	300mm未満	300mm～650mm未満	650mm以上
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁等から800mm	床面等から1100mm以上

→ 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔	手すり最下部とバルコニー床面の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

日本住宅性能表示基準・評価基準
[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の手すりに関する評価基準において
等級5以上に相当

○ 子ども(幼児等)のよじ登りを防ぐ

→ 手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的

安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

○ 室外機や資源用ゴミ箱等が子どもがバルコニーをよじ登る足がかりにならないようにする

→ 手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する

→ 十分な距離を確保できない場合は室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う

窓・窓サッシ

転落の防止に効果的な手すりを設ける(2階以上の窓の場合)

○ 乗り越え等を防止する手すり(柵)を設置する

→ 窓台等(※窓台その他足がかりになるおそれのある部分)の高さに合わせた高さに手すり(柵)を設置する

	窓台等の高さが650mm～800mm未満	腰壁、窓台等の足がかりになる部分がある場合
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁、窓台等から800mm

→ 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔 窓台等(高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分	手すり最下部と窓台の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

日本住宅性能表示基準・評価基準
[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の段差に関する評価基準において
等級2以上に相当

バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

○ 以下のクレセント錠を用いる

→ ダイヤル錠の設置

→ 手の届かない位置への補助錠の設置
※一般的には床上1,500mm程度以上の高さが想定される

※バルコニー、窓以外にも、廊下、階段について、手すりに関する基準あり

事業の主旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子供の安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

事業の概要

○ 補助対象となる共同住宅

- ・ 賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○ 補助内容

- ① 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限100万/戸）
- ② 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は①～⑯の項目の全ての実施が必須／改修は「⑥転落防止の手すり等の設置」の事項の実施が必須。

視 点	目 的	取組事項（補助対象）
住宅内での事故防止	衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	転落による事故を防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	ドアや窓での指つま・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置
	感電や火傷を防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、リモースト式水栓等の設置 ⑫ チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
	子どもの様子の見守り	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）
不審者の侵入防止	不審者の侵入を防止する	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置
災害への備え	災害時の避難経路の安全を確保する	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事
		⑲ 避難動線確保工事
防犯安心性の確保		⑳ 宅配ボックスの設置

※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅の改修に限る。

※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率に乘じた額とし、補助額は50万円／棟

補助対象のイメージ

● 子どもの安全確保に資する設備

浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



● 交流を促す施設

交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



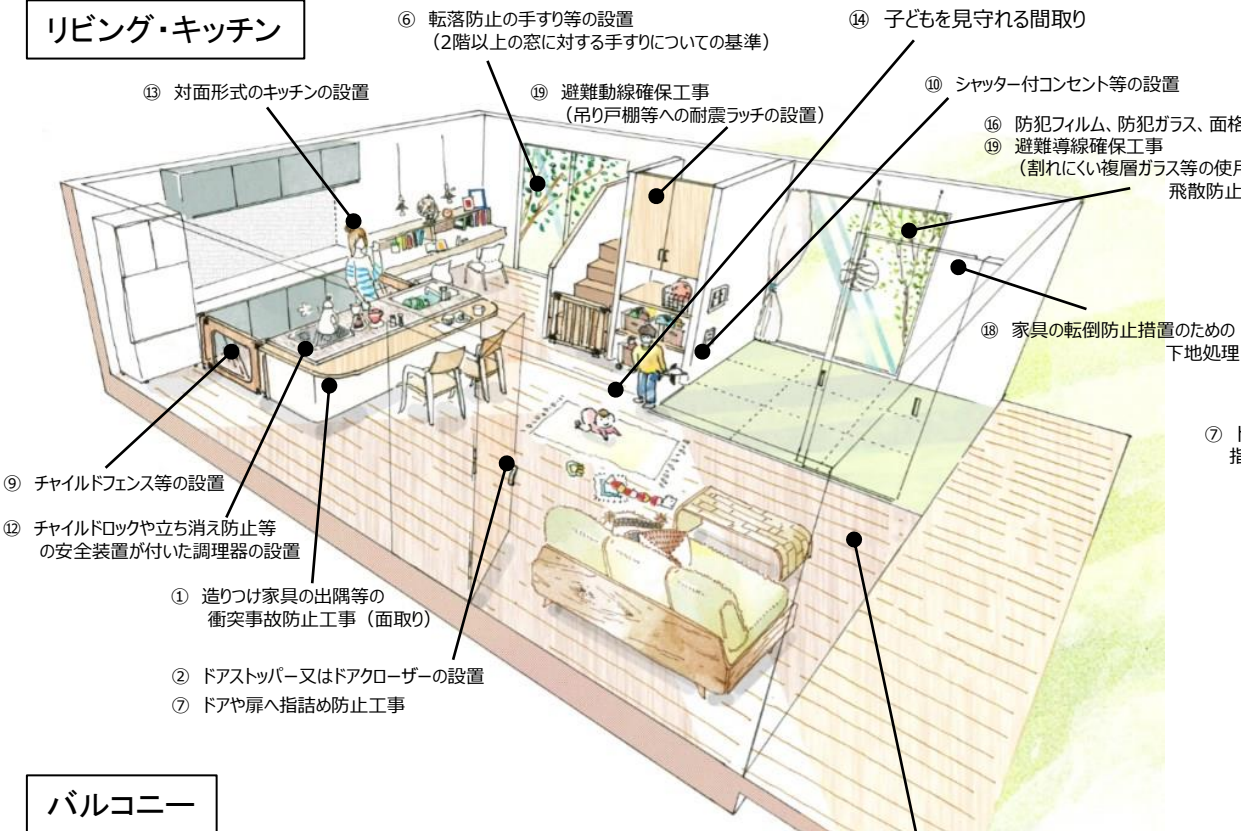
居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち1項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

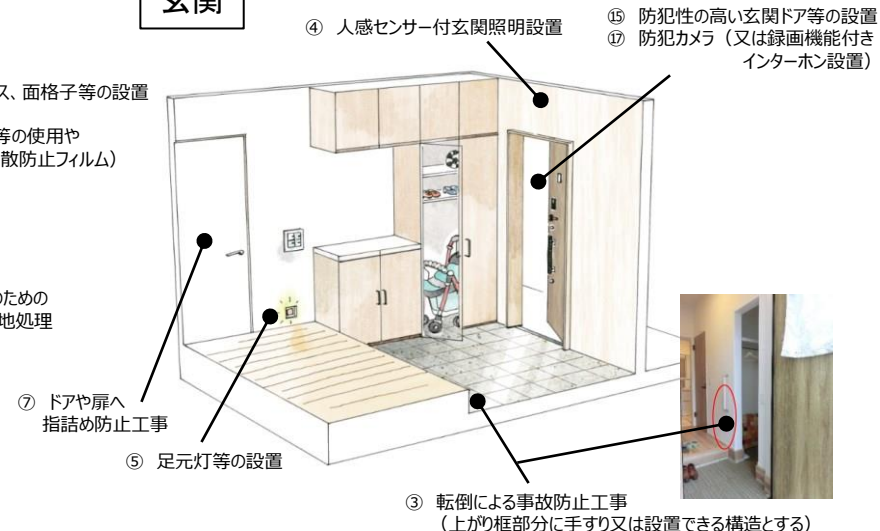
取組事項（補助対象）
㉑ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
㉒ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
㉓ 家庭菜園の設置
㉔ 交流用ベンチの設置

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

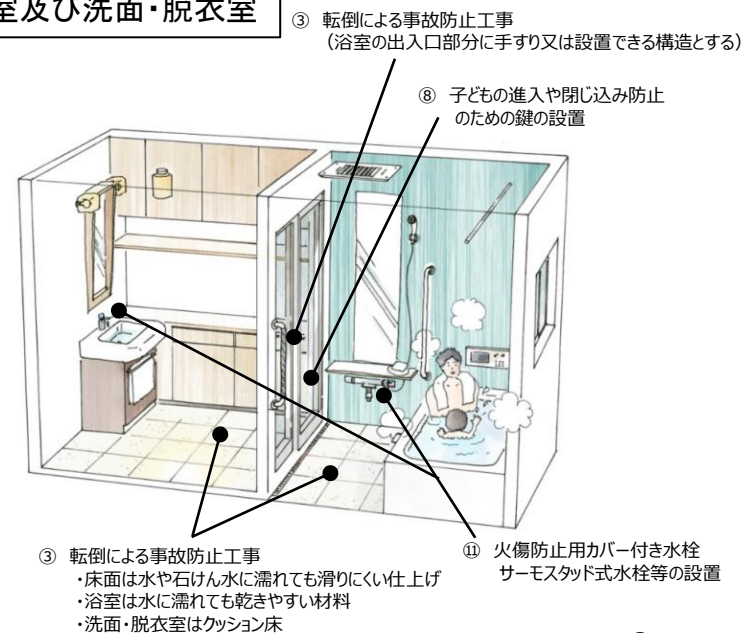
リビング・キッチン



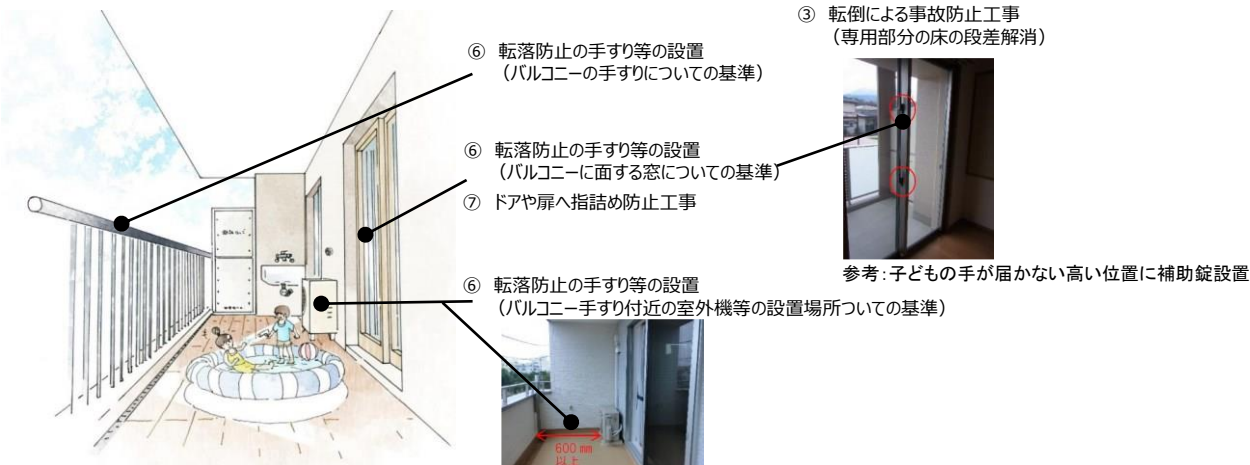
玄関



浴室及び洗面・脱衣室



バルコニー



「子どもの転落事故」防止のためのチェックリスト

今すぐ点検！ 危ない箇所はありませんか？

窓のチェックポイント

☑ 窓の近くに家具が置かれている。

✕ 悪い例

腰窓

ソファあり



○ 良い例

腰窓

物が置かれていない



☑ 窓の鍵に子どもの手が届く。

✕ 悪い例

掃き出し窓

鍵に子どもの手が届いている



○ 良い例

掃き出し窓

2個目の鍵が取り付けられている



ベランダのチェックポイント

☑ ベランダに物が置かれている。

✕ 悪い例

ベランダ

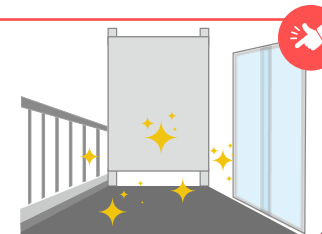
イス、プランターあり



○ 良い例

ベランダ

物が置かれていない

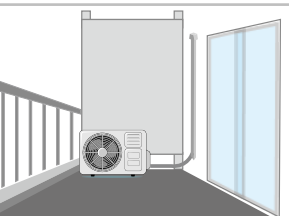


☑ 室外機がベランダ手すり壁の近くにある。

✕ 悪い例

ベランダ 室外機

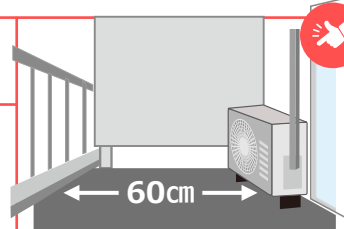
手すり近く



○ 良い例

ベランダ 室外機

・手すりから60cm以上離れている
・離せない場合には柵で囲う

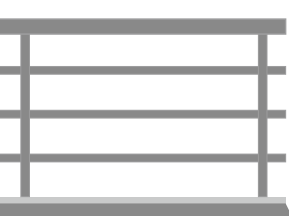


☑ 手すりの仕様がよじ登りやすい／すり抜けやすいものになっている。

✕ 悪い例

ベランダ

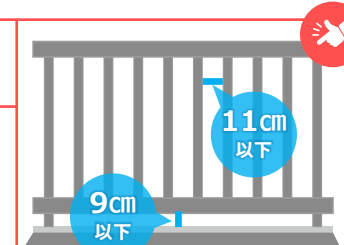
・ヨコ桟状
・子どもが手足を入れることのできる隙間



○ 良い例

ベランダ

・タテ桟状
・手すり子間の隙間11cm以下、
底面との隙間9cm以下





どのように転落してしまうの？

消費者安全調査委員会

子どもが転落に至るプロセスを動画で公開しています。

動画①



政府広報オンライン

子どもが転落しそうになる状況を動画で公開しています。

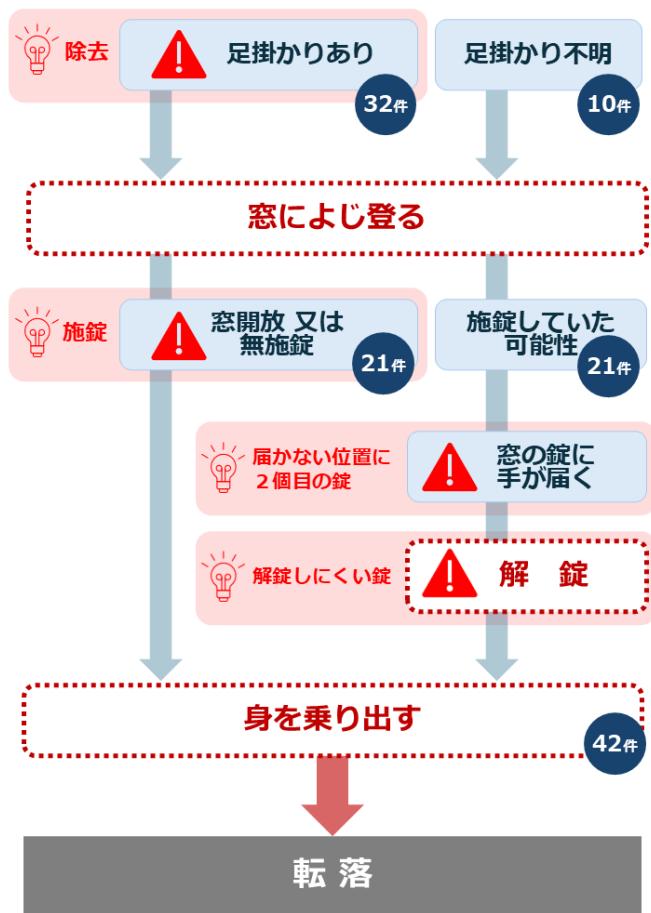
動画②



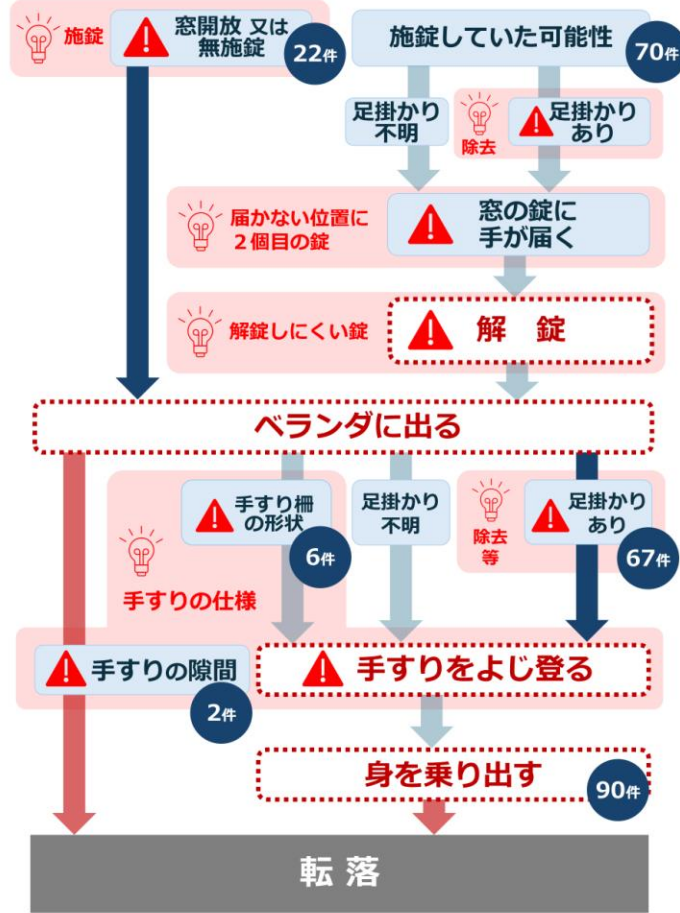
どうすれば防ぐことができるの？

消費者安全調査委員会が子どもの転落事故（134件）を調査した結果、次のことが分かりました。

窓からの転落防止策



ベランダからの転落防止策



どのような補助や製品があるの？

補助制度

- **安全に配慮した共同住宅への支援**
共同住宅（賃貸住宅、分譲マンション）の新築・改修時に、住宅内での事故防止などの安全対策を目的とした補助制度があります！
- **国や自治体の改修補助制度**
子育て世帯が安心して暮らせる住宅にするために、国や自治体の補助制度の活用を検討してみましょう！



子育て支援型共同住宅推進事業

製品

- **転落防止に役立つ製品**
キッズデザイン協議会のウェブサイトでは、転落防止に役立つ製品が紹介されています。
「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」にチェックを入れ、キーワードに「転落」と入力して検索してみましょう！



キッズデザイン賞検索サイト

安全・安心な マンションのために

- 落ちる、転ぶ、滑る、をなくそう -



この冊子は、マンション管理組合の方向けに、マンション内での転倒や階段からの転落、高所からの落下という日常事故を予防することを目的として、国土技術政策総合研究所が運営する「建物事故予防ナレッジベース」※1 からマンションに関連する日常事故事例や対策を抜き出して、まとめたものです。

日常事故のない安全・安心なマンションとするためにご活用いただき、1つでも多くの日常事故が予防できれば幸いです。



※1 「建物事故予防ナレッジベース」

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>

←建物事故予防ナレッジベース
ホームページ

1. はじめに

近年、建物内において、通路での転倒、階段からの転落、高所からの落下等により亡くなったり、怪我をしたりする方が増加しています。このような事故は、建物を安全に設計することはもちろん、建物を利用したり管理する方が過去の事故事例を参考に「建物に潜む危険性」を知り、注意を払い、何らかの対策を講じることで、予防することができます。

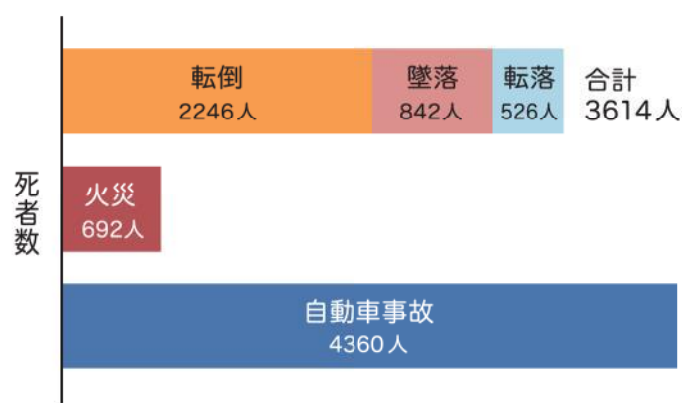
国土交通省 国土技術政策総合研究所では、建物内や建物の周辺で起こる転倒や転落などの「日常事故」を防ぐことを目的として、日常事故事例を収集するとともに予防対策をまとめた「建物事故予防ナレッジベース」を2009年よりインターネット上で公開しています。

2. 日常事故の実態

国の統計によれば、マンションを含む建物内やその周辺で、滑る、転ぶ、落ちることによって亡くなった方は、2017年には3614人に達しています※2。これは火災による死者数の5倍以上、自動車事故による死者数の8割強に相当し、怪我をされた方も含めると非常に多くの方が日常事故に遭われています。

これらの日常事故は事前に何らかの注意を払い、建物管理側で対策を講じることで防げるものも多くなっており、「建物に潜む危険性」を事前に把握しておくことが大切です。

■「事故による死者数」



※2 厚生労働省「人口動態統計」2017年から算出

- ・転倒：通路や部屋などの床の上で転ぶこと
- ・墜落：ベランダや高所から落下すること
- ・転落：階段やエスカレーターから転がり落ちること

※建物内での日常事故には、この他にも風呂などでおぼれる溺水や落下物にあたるものがあります。

3. チェックポイント

滑る、転ぶ、落ちるという日常事故は、マンション内では、廊下、階段、エントランス、スロープ、ベランダ、窓際、建物周辺の通路など様々な場所で発生することが多くなっています。

このチェックポイントは、国土交通省のホームページにある「建物事故予防ナレッジベース」に収集された日常事故事例より、マンション内での転倒、転落、墜落に関する重大な日常事故につながるものを抜き出したものです。お住まいのマンションにこのような場所がないか確認してみましょう。

■ 高い所からの落下を防ぐ

①

適切な手すりがついていますか？



手すりがぐらついたり、はずれたりしていませんか？

☆対策は3ページへ



②

外廊下やベランダ、窓際に子どもがよじ登れる物が置かれていませんか？



☆対策は5ページへ



③

子どもが高い所で遊んでいませんか？



☆対策は7ページへ



■ 転倒、転落を防ぐ

④

床に穴や溝、浮きや凹み、小さな段差はありませんか？



☆対策は9ページへ



⑤

床が滑りやすくなっている場所はありませんか？



☆対策は10ページへ



⑥

夜間に暗く見えにくい場所はありませんか？



☆対策は11ページへ



⑦

廊下や階段に物が置かれていませんか？



☆対策は12ページへ



4. 解説編

3であげたチェックポイントについて、詳しい内容と対策を解説します。

■高い所からの落下を防ぐ

①

適切な手すりがついていますか？手すりがぐらついたり、はずれたりしていませんか？



外廊下や階段、ベランダなどの高い所から落下する日常事故を防ぐには適切な手すりの設置が重要です。また、手すりがついていても手すり子の間隔が広いなど、その形状が適切でない場合、例えばすき間から人が落下することがあります。さらに、経年劣化により手すりの強度が落ちている場合には、人が寄りかかった際に手すりが外れ落下することもあります。手すりを目で見るだけでなく、実際に揺らしてしっかり取りついているかも含めて確認しましょう。

また、窓の網戸と一緒に落ちる日常事故事例もあります。窓の網戸には人の落下を防止する強度はありません。落下の危険がある窓には適切な手すりを必ず設けましょう。



確認する場所

共用部の外廊下や階段（非常階段を含む）。（人が立ち入る）屋上。
各住戸のベランダ。腰の高さに窓台がくる窓のある場所。

こんな事故が起っています

- ✳事例 1 住民が屋上に落ちた枝葉などを拾う作業をした際、手すり（柵）がなかったため地面に落下した。
- ✳事例 2 1歳の子どもが、自宅6階ベランダの手すりのすき間から落下した。
- ✳事例 3 2階ベランダで、住民がバランスを崩しアルミ製の手すりに掴まったところ、手すり部分部分が外れてしまい一緒に落下した。
- ✳事例 4 1歳の子どもが3階の自宅居間でカラーボックスと段ボールによじ登り、出窓の網戸を押して遊んでいるうち網戸と一緒に落下した。

対策例

- ▶ 住民が不定期に立ち入ることがある高い所には必ず落下防止の手すり（柵）を設置しましょう。
- ▶ 手すりにすき間がある場合は、そのすき間を塞ぎましょう。
- ▶ ぐらつきがある手すりは交換しましょう。
- ▶ 腰の高さに窓台がくる窓には落下防止の手すりを設けましょう。
- ▶ 住民が立ち入ることを想定していない場所は、立入禁止にしましょう。



②

外廊下やベランダ、窓際に子どもがよじ登れる物が置かれていませんか？



共用部の外廊下や外階段、各住戸のベランダに適切な手すりが設置されていても、その前に物が置かれていると、子どもがよじ登り手すりを乗り越え落下してしまいます。腰の高さに窓台がある窓の場合も同様です。

手すりの前や窓際に、台や物置、椅子、テーブル、ベッド等が置かれていないか確認しましょう。

また、外廊下や外階段、ベランダは、災害時には避難経路になることから、不用意に物を置かないようにしましょう。



確認する場所

共用部の外廊下や階段の手すり周辺。
各住戸のベランダ、腰の高さの窓。

こんな事故が起こっています

- ※事例1 2歳の子どもがベランダにあった高さ約40cmのプラスチックケースに上り、手すりを越えて落下した。
- ※事例2 4歳の子どもがベランダに置いてあったキャスター付きの事務用椅子に乗って遊んでいるうちに手すりを乗り越えて落下した。
- ※事例3 2歳の子どもが、7階の室内のベッドにのぼり、ベッドの上から約35cmの高さにある窓を開け、落下した。

対策例

- ▶ 共用部の外廊下や外階段に、物が置かれている場合には撤去しましょう。
- ▶ ベランダの手すり付近に物を置かないよう、住民にチラシや掲示板で注意喚起しましょう。
- ▶ 窓の近くに家具を配置することは避けましょう。





子どもは手すりや高い塀をよじ登ったり、乗り越えたりして遊ぶことがあります。特に小学校高学年から中高生の子どもには注意が必要です。子どもにとっては遊びのつもりでも一歩間違えば重大な事故につながりますので、事前に対策を行いしっかりと予防しましょう。

普段住民が使うことが少ない非常階段や屋上についても、立ち入らないように注意が必要です。



確認する場所

共用部の外廊下、外階段・非常階段。吹き抜け。外構部の塀。各住戸のベランダ。

こんな事故が起っています

- ★事例1 11歳の子どもが、マンション3階の渡り廊下の手すりを乗り越えて屋根に乗り移ろうとして失敗し落下した。
- ★事例2 9歳の子どもがマンション9階の外廊下でコンクリート製のフェンス（高さ約150cm）によじ登って遊んでいたところ誤って落下した。

対策例

- ▶ 子どもが手すりを乗り越えて遊んでいるような場所がないか確認しましょう。
- ▶ そのような場所がある場合にはサインや貼り紙で遊ばないように注意喚起しましょう。
- ▶ 遊んでいる場面を目にした場合には注意しましょう。
- ▶ 手すりがよじ登りやすい形状をしている場合は、ネットを張るなどの応急対策をした上で、大規模修繕時などに形状の変更を検討しましょう。

子どもは、大人の感覚では立ち入ることのないような場所で遊ぶことがあります。そのような遊びを見つけた場合は、積極的に注意喚起をすることが大切です。

■こんな事故が起こっています

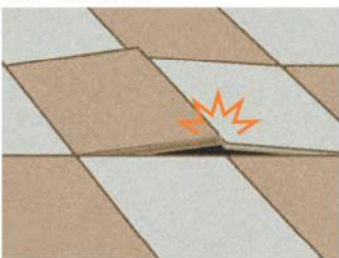
- ★事例1 (マンションではないが) 男子中学生が、友人11人と「警どろ遊び」をしていて、自転車置き場の屋根に上ったところ、スレート屋根を踏み抜き、高さ2.35mの所からコンクリート地面に落下した。
- ★事例2 11歳の子どものが、7階建ての集合住宅で、屋上の階段から高さ約70センチの壁を乗り越え天窓に乗ったところ、窓ガラスが割れて落下した。
- ★事例3 小学校6年生の子どものが友人らと3人で遊んでいて、自宅のアパートの屋上につながる点検者用のはしごをのぼり落下した。



④ 床面に穴や溝、浮きや凹み、小さな段差はありませんか？

廊下や階段の床が何らかの原因で平らでない場合には、つまづいたり、足が引っかかり転倒や転落する原因となります。長年の使用により床のタイルが浮いていたり、凹んだりしている場合もあれば、エントランスのマットが浮いていて足が引っかかる場合もあります。階段では滑り止めが剥がれている場合も注意です。建物周辺の通路に側溝がある場合には、その蓋がしっかり固定されているかどうかの確認も必要です。

床タイルの浮き



階段の滑り止めの浮き



側溝の蓋のすき間



確認する場所

共用部の外廊下、エントランス、階段。建物周辺の通路部分。

こんな事故が起っています

- ✳事例1 マンションの階段の滑り止めが浮いていて、靴（ハイヒール）に引っかかり階段から転落した。
- ✳事例2 共用部のマットがめくれており、足がつまづき転倒した。
- ✳事例3 玄関入り口のタイルが一部剥がれてデコボコしており、足がつまづいて転倒した。
- ✳事例4 夜間に段差があるところで踏み外して、足を捻挫した。

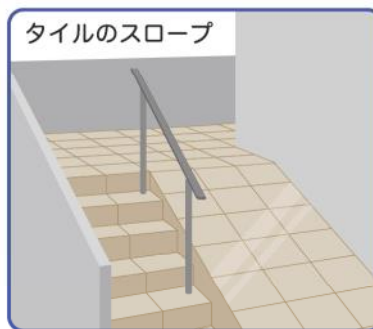
対策例

- ▶ 床面の穴や浮きなどは適切な補修をしましょう。
- ▶ 段差にはコーンや注意書きで注意喚起をしましょう。
- ▶ 劣化が原因で床面に段差がある場合は、大規模修繕の際などに改修を検討しましょう。

⑤ 床が滑りやすくなっている場所はありませんか？



滑りやすい床では、転倒したり、階段から転落したりする可能性が非常に高くなります。滑る原因は床が滑りやすい材料（金属製、大理石などの石性、滑り止め加工のないタイルなど）である場合に加え、摩耗している場合や、雨に濡れる場合などがあります。特にスロープの場合は危険性が高くなります。



確認する場所

共用部の廊下、エントランス、階段。スロープ（斜路）。

こんな事故が起っています

- ★事例1 雨で濡れている階段で、夜暗いこともあって足もとがはっきりせず滑って転落した。
- ★事例2 自宅のマンションの非常階段を下りていたところ、雨で濡れていたため足を滑らせ転落した。普段は清掃員が濡れた廊下を拭いてくれているが、このときは朝で、清掃前だったので雨水が溜まっていた。
- ★事例3 マンションのエレベーターと駐車場の入り口を結ぶ渡り廊下が若干傾斜がある上にタイルのため、滑りやすく転倒した。

対策例

- ▶ 濡れやすい・滑りやすい場所を把握し、雨天時には拭いて乾燥させるなどの適切な管理をしましょう。
- ▶ 滑りやすい場所であることが分かるよう、コーンや注意書きなどで注意喚起をしましょう。
- ▶ 滑りやすい床面は、大規模修繕の際などに滑りにくい素材への変更を検討しましょう。

⑥

夜間に暗く見えにくい場所はありませんか？



夜間などに暗いと、段差や床面の変化に気付かず、つまづいたり、滑るなど転倒する原因となります。照明器具の数が不足している場合に加え、照明器具が切れている場合も事故につながりますので、適切な管理が必要です。



確認する場所

共用部の外廊下、エントランス、外階段。建物周辺の通路部分。

こんな事故が起っています

- ✳事例1 共用の廊下部分の電気が切れていたため暗く、足がつまずき転倒した。
- ✳事例2 階段が急であるにもかかわらず、暗く足元がよく見えないため、降りる時はとても恐く感じる。
- ✳事例3 夕方です暗かったため、床のレンガの段差に気付かず、足が引っかかって転倒しそうになった。

対策例

- ▶ 照明器具が切れている場合は交換しましょう。
- ▶ 明るさが不足している場合には照明器具の追加を検討しましょう。照明器具を追加する場合は、光害や逆光となることがなく、適切に足元が照らされるよう配慮しましょう。

廊下や階段に物が置かれていると、それにつまづいて転倒したり、階段から転落する原因となります。小さい物であっても見えずにつまづいたり、足が引っかかりたりすることもあります。物が置いてある場合は撤去し、住民に物を置かないように注意喚起しましょう。

非常階段など避難経路に物が置かれている場合は、災害時の避難に支障をきたすことにもなります。



確認する場所

共用部の廊下、階段。非常階段などの避難経路。

こんな事故が起っています

- ✳事例1 外階段に置かれていた植木鉢の植木に持っていた荷物が引っかかり、植木鉢ごと外階段から転落した。
- ✳事例2 廊下の角に荷物が置かれていて曲がったところで見えなかったためつまづき転倒した。

対策例

- ▶ 物が置かれている場合には撤去しましょう。
- ▶ 物を置かないようにチラシや掲示板で住民に注意喚起しましょう。

安全・安心なマンションのために

- 落ちる、転ぶ、滑る、をなくそう -

平成31年3月発行

国土交通省 国土技術政策総合研究所

